

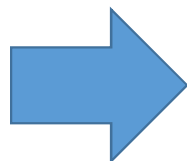
東京都税制調査会
新しい経済環境に適した所得課税の在り方

佐藤主光(もとひろ)
一橋大学IPP・経済学研究科
医療政策・経済研究センター

2040年の税制？

2040年の日本？

	現状
雇用	一社(一雇用主)で働く
所得税	源泉徴収と年末調整
経済取引	B(事業者)to C(消費者)
消費税	課税事業者は納税



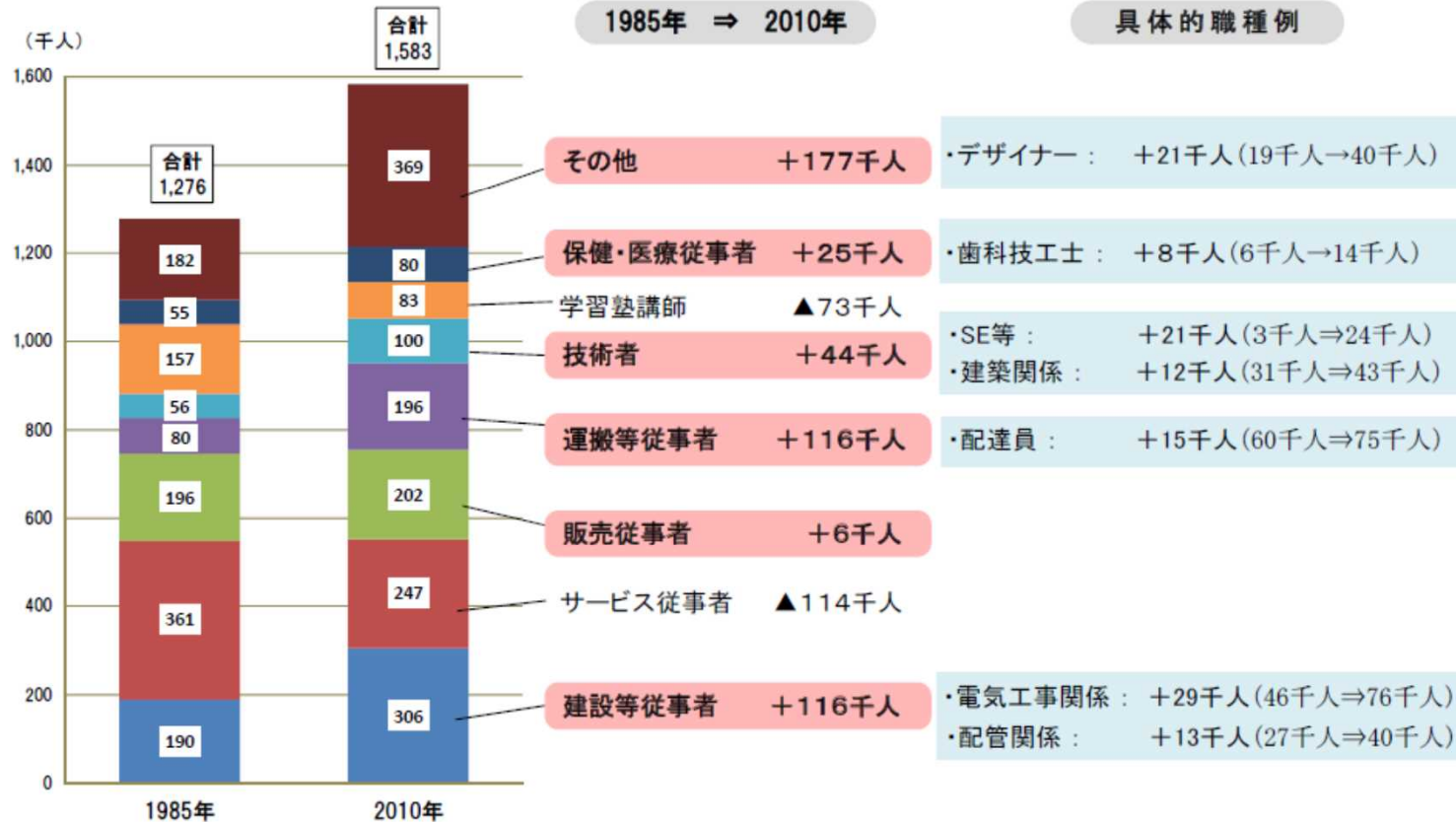
	2040年
雇用	雇用的自営・フリーランス
所得税	個人が確定申告(マイナポータルと記入済み申告書)
経済取引	C(消費者)to C(消費者)
消費税	消費者のリバース・チャージ

雇用の流動化・多様化
経済のデジタル化

課税(徴税)ポイント
=企業・事業者

課税(徴税)ポイント
=個人・家計

「雇用的自営等」の推移等



(備考) 総務省「国勢調査」より作成。「雇用的自営等」の区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

出所: 政府税制調査会

(再掲)

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②

(税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し)【平成 29 年 11 月 20 日 政府税制調査会】

(抜粋)

(2-2) 経済社会の ICT 化等を踏まえた所得把握のあり方

経済社会の ICT 化に伴い、前述のとおり、いわゆる「デジタルエコノミー」が発展し、これにより、例えばシェアリングエコノミーのような消費者間 (CtoC) や消費者・事業者間 (CtoB) のオンライン取引が拡大し、インターネットを通じて個別の仕事を請け負う新たな働き方 (いわゆる「ギグエコノミー」) も増え始めている。こうした動きは、新たな成長市場を創出する可能性があり、我が国経済にとって、その成長と発展が望まれることは言うまでもない。他方、ICT 化が進展した経済社会における取引については、一般に、

- ・ 市場参加者の匿名性が高いこと
- ・ 事業者と顧客の 1 対 1 の取引ではなく、ネットワーク上にいる全市場参加者の多数対多数のマッチング市場で行われるものであること
- ・ 商品・サービスの消費者と提供者が、卸売等の仲介事業者を挟まず、直接接触し、取引が行われること

などの特徴を有しているが、従来型の経済取引を前提とした様々な枠組みや制度が、このような新たな取引の実態に十分に追いついていない面があり、市場の健全な発展のためにも適切な対応が求められる。

税制との関係では、デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得をいかに適切に把握するかが論点となるが、当調査会としては、こうした課題について、諸外国においてどのような対応が行われているか調査を行った。

一連の海外調査を通じて、主要国においては、大別して、①一定の者から関連する情報を税務当局に提出させる法定調書の仕組みや、②調査対象者が個別に特定されていない段階でも、一定の条件の下、税務当局が第三者に対し取引情報等の提供を要請する仕組みが整備されていることが確認された。

ICT化に伴う経済取引の多様化

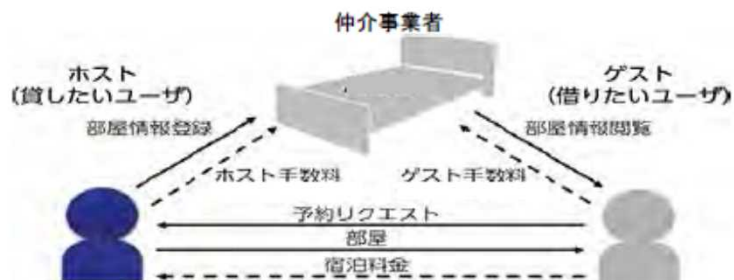
(例: シェアリングエコノミー、FinTech分野における決済・送金)

○ シェアリングエコノミー

「シェアリングエコノミー」とは、典型的には個人が保有する遊休資産(スキルのような無形のものも含む)の貸出しを仲介するサービス。

シェアリングエコノミーの例

空き部屋や不動産等の貸借をマッチングするオンラインプラットフォーム



シェアリングエコノミーの市場規模(全世界ベース)

2013年 150億ドル → 2025年(見込み) 3,350億ドル

※ 金融、人材、宿泊施設、自動車、音楽・ビデオ配信の5分野におけるシェアリングを対象

○ FinTech各分野における決済・送金

1. オンライン決済手段提供

企業が提供するアカウント(デジタルウォレット)を通じたオンライン決済業務および決済代行事業で構成

2. オンライン海外送金

主に海外出稼ぎ労働者から本国への仕送りニーズに応えるサービスが中心

3. リアル決済手段提供

モバイルに付属させる dongle でのカード決済サービスのほか、事業者と顧客間のマッチングサービスも含む

4. ビットコイン関連

ビットコインの(法定通貨での)売買、送金等

所得課税の見直し

- 再分配機能の強化＝所得控除から税額控除へ
✓ 給付への所得情報の活用⇒所得捕捉のパラダイムシフト
- 働き方に中立・公平な税制＝所得区分の見直し、事業所得への概算控除の適用など
- 世代間格差・若年世代の資産形成＝金融所得課税の見直し
- 税制の簡素化・業務改革＝所得課税ベースの統一・住民税の現年所得課税

所得情報

公共財としての所得情報

◆所得捕捉の**パラダイムシフト**が必要

➤ 課税のための捕捉に加えて適正な**給付のための所得捕捉**

● 課題＝従前、課税最低限以下の所得については十分に捕捉されていない

✓ 例：簡素な給付措置＝非課税世帯への一律給付になる

➤ きめ細く、かつ適正な給付を実施するためにも、**低所得者の正しい所得情報**が不可欠

✓ ユニバーサルクレジットへの支援＝英国リアル情報システム構築の狙いの一つ

□ 所得情報は課税だけではなく、給付・社会保険料等、他の制度でも活用される「**公共財**」

➤ **経済価値としての所得**(＝控除前の所得)を共有

✓ 所得＝収入－必要経費

「公共財」としての所得情報

所得情報≠課税情報

- ✓ 非課税世帯の所得を含む

再分配機能の強化

- ◆ 課税だけで再分配は完結しない
⇒低所得者への移転(給付・控除)が必須

所得水準の正確・迅速な把握が必要
✓ 所得の合算等

配偶者控除の見直し

- ◆ 新たな控除(夫婦控除)に所得制限? ⇒誰の所得?
 - ✓ 夫婦合算所得?
 - ✓ 納税者(夫)・配偶者(妻)ごとに所得制限?
- ⇒世帯所得が同じでも夫婦控除で異なった扱い(上図)

参考:英国

- ◆ リアルタイム情報システム
 - ✓ 所得捕捉の迅速化
 - ✓ 給付のための所得情報
- ◆ 「税のデジタル化」
 - ✓ 納税環境の整備

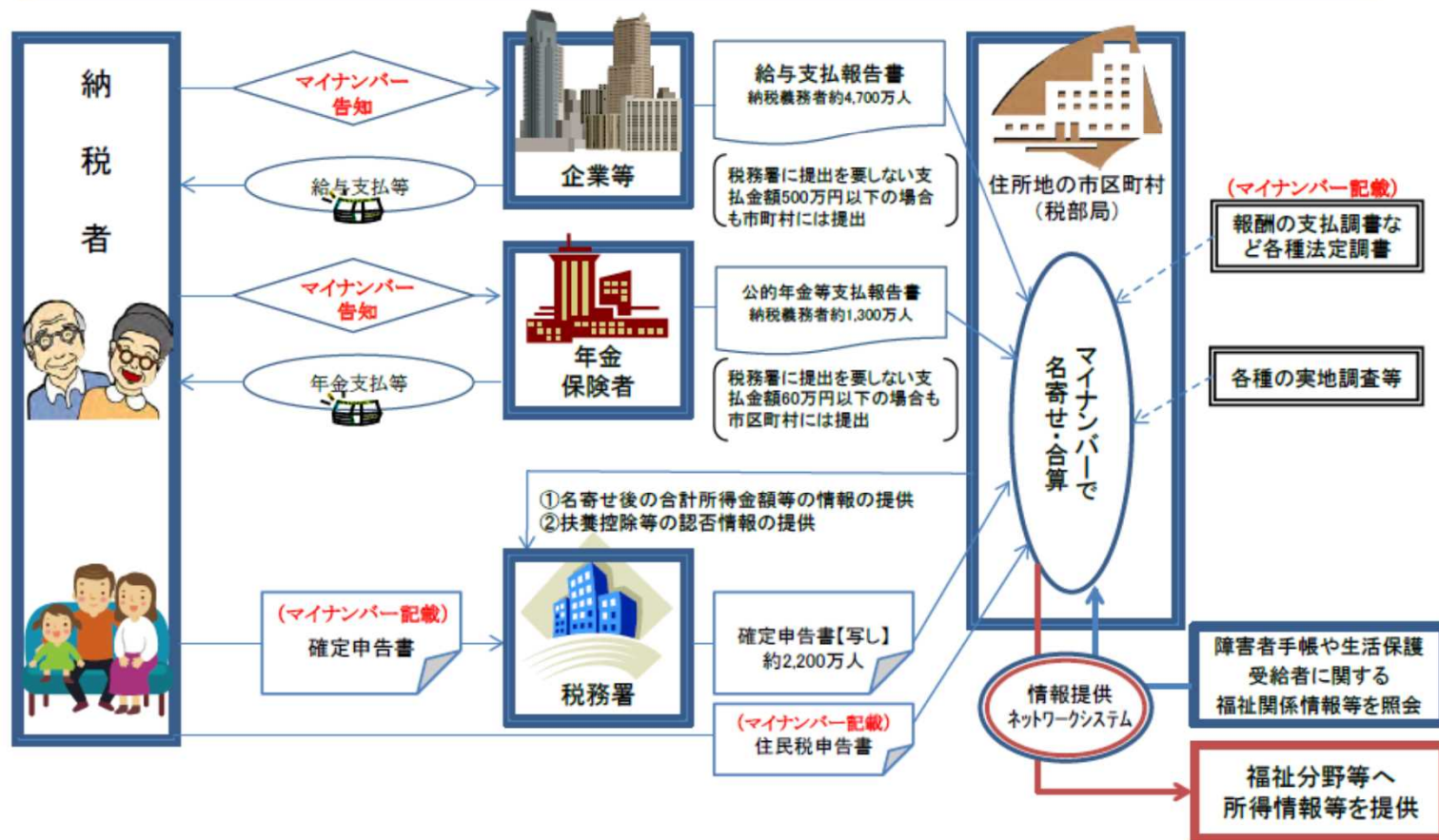
改革

- 従前=(高所得者を対象に)課税のための所得情報
⇒パラダイムシフト=控除・給付のためにも所得情報が必要
 - ✓ 所得=収入-必要経費(概算)
 - 給付・保険料免除等の基準に活用
 - ✓ 所得の定義の統一(国税・地方税、社会保険料、給付等)
 - ✓ (税額)控除額は国税・地方税、社会保険料で独自に設定

所得情報
=公共財

マイナンバー制度で個人住民税に係る税情報を活用するイメージ

- 地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市区町村の有する住民情報等を、マイナンバーをキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となる。
- さらに、当該所得情報等について、情報提供ネットワークシステムを通じて福祉分野等へ提供することが可能となる。

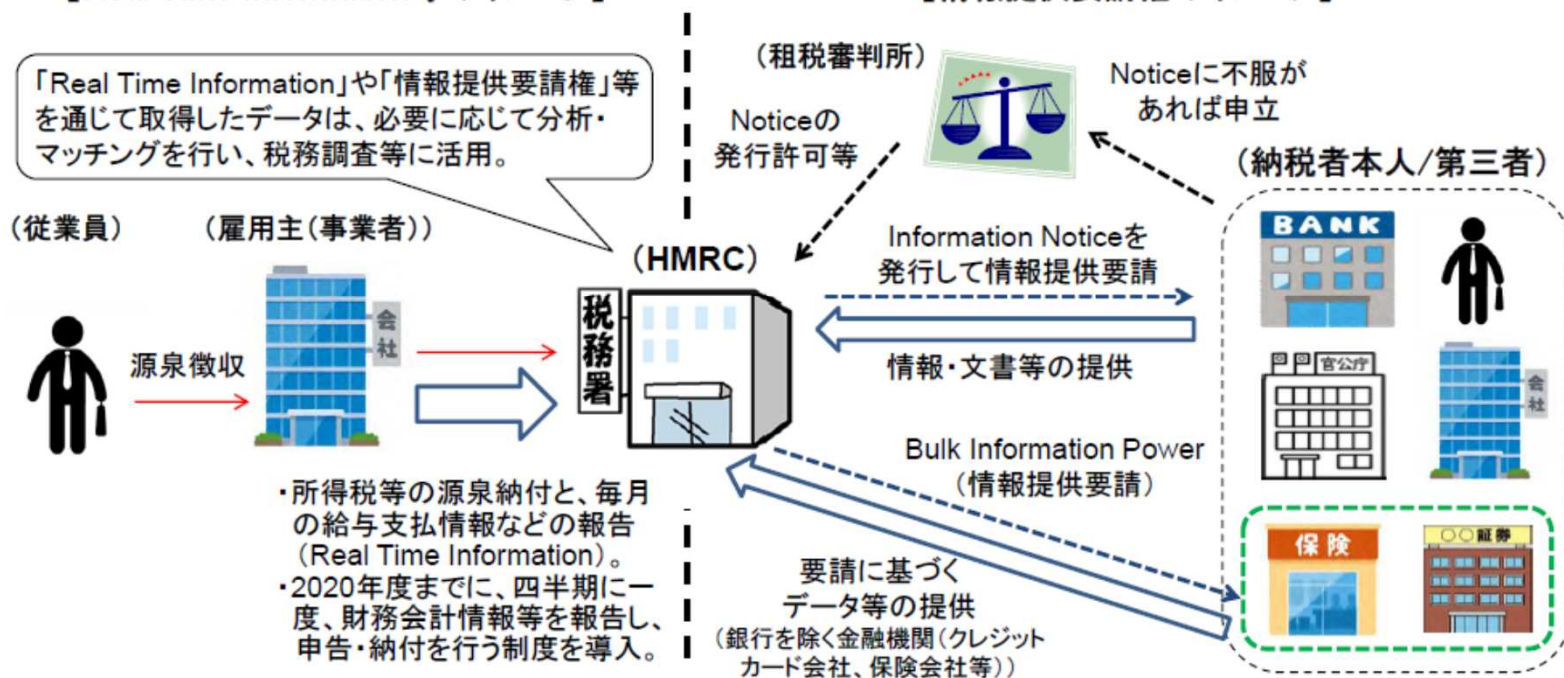


イギリスにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）

- 「Making Tax Digital」の推進により、給与所得者の所得税については、「Real Time Information」化を実現。毎月、課税額を調整した上で源泉徴収を行い、納税額の過不足の幅を限りなく小さくしている。また、個人事業主と法人については、課税逃れ防止の観点から、HMRCが適時に事業状況等を把握できるようにするため、2020年度までに、四半期に一度、財務会計情報を報告する制度を導入予定。
- 各種情報提供要請権（Information Notice / Bulk Information Power）に基づき、司法機関である租税審判所（Tax Tribunal）による事前・事後の関与の下、納税者本人及び関連する第三者に対し、HMRCが必要とする情報の提供を、合理的な範囲で要請することが可能。なお、第三者に対しては、不特定の調査対象者に関する情報の提供も要請することができる。

【Real Time Information等のイメージ】

【情報提供要請権のイメージ】



参考：ユニバーサルクレジット≠ベーシックインカム

- 未就労者の場合、ユニバーサルクレジットの受給には求職活動等、「条件」(Conditionality)が課されている

✓ 条件を満たさなければペナルティーあり

□ 現行のミーンズテスト給付を統一

- ベーシックインカム＝就労の如何によらず一定の所得を補償

□ 異なる給付制度の統一＝簡素化を図っている面では同じ

ワークインセンティブ	条件	対象
	積極的な求職	下記以外の者
	就労の準備 (スキル評価や面接訓練への参加、職業訓練等の受講、職場体験や実地訓練への参加)	疾病や障害により就労能力に制限がある者 (Work Related Activity Groupなど) 一定年齢 (注) 以上の子のいるひとり親、または夫婦の場合主たる育児担当者
	参加 (定期的に就労支援の面談を受ける)	1歳以上一定年齢 (注) 未満の子のいるひとり親、または夫婦の場合主たる育児担当者
	条件なし	重度障害者 (support group) 1歳未満の子のいるひとり親、または夫婦の場合主たる育児担当者 重度障害者に対して定期的かつ実際の介護責任を負担する者

注：「一定年齢」の具体的内容について政府は「5歳から12歳の間」としているが、2012年3月時点では決定されていない。

出典：CPAG, factsheet: Universal Credit (2012.2更新)

http://www.cpag.org.uk/universalcredit/CPAG_universalcredit_factsheet_0212.pdfをもとに筆者作成。

図4 ユニバーサル・クレジットの求職等にかかる条件の程度

平部康子「イギリスにおける社会保障給付と財源の統合化」
海外社会保障研究Summer2012 No.179

所得稅改革

改革の方向感

- 所得税の再分配機能の強化

- 再分配の方向

- ✓ 若い世代を含む低所得層、子育て世帯

- ✓ 「これから家族を形成しようとする若い世代への配慮」(政府税制調査会(平成26年11月7日))

- 再分配の重点化

- ✓ 「優先度の低くなった配慮措置を見直し、真に支援が必要な世帯への配慮に重点化」(政府税制調査会(平成26年11月7日))

- 経済成長と再分配の両立

- 成長の担い手への支援

- ✓ 「将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する」(基本方針2015)

- 「働き方の選択に対して中立的な税制の構築」(政府税制調査会(平成26年11月7日))

- ✓ 高齢者・女性の就労促進など

平成30年度税制改正

個人所得課税

○ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

- ・ 給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律 10 万円引き上げる。

○ 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

- ・ 給与所得控除について、給与収入が 850 万円を超える場合の控除額を 195 万円に引き下げる。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23 歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないように措置を講ずる。
- ・ 公的年金等控除について、公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合の控除額に 195.5 万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が 1,000 万円超の場合は、控除額を引き下げる。
- ・ 基礎控除について、合計所得金額 2,400 万円超で控除額が遡減を開始し、2,500 万円超で消失する仕組みとする。

所得控除から税額控除へ

◆再分配機能の観点から所得控除を**税額控除化**

✓減税額(控除額)は所得水準に関わらず一定

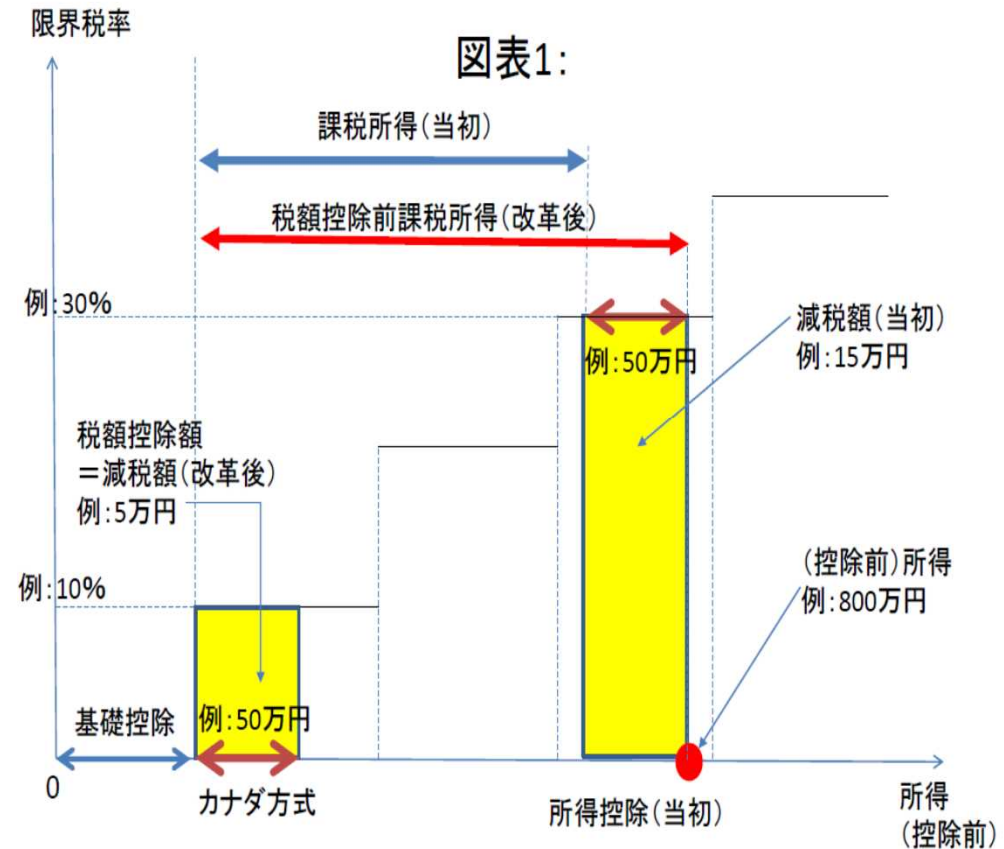
●所得控除に最低税率を適用(カナダ方式)

□**税額控除 = 最低税率 * 所得控除額**

✓所得控除額 = 税額控除額の「裏付け」= 控除の対象となる所得金額

➤個人の属性(家族構成等)を反映した控除が可能

✓留意点: 控除の体系が複雑にならないよう既存の所得控除等の縮減・再整理が前提



参考：消失型控除へ？

- 所得控除の通念＝「所得のうち本人およびその家族の最低限の生活を維持するのに必要な部分は担税力をもたない」(＝主観的担税力)

✓ 所得＝担税力≠経済価値

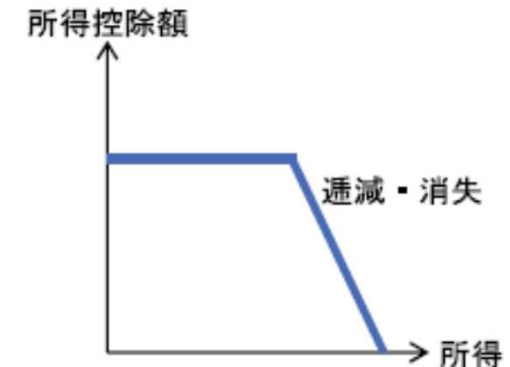
⇒ 所得控除の延長上の見直し

- 平成29年度税制改正

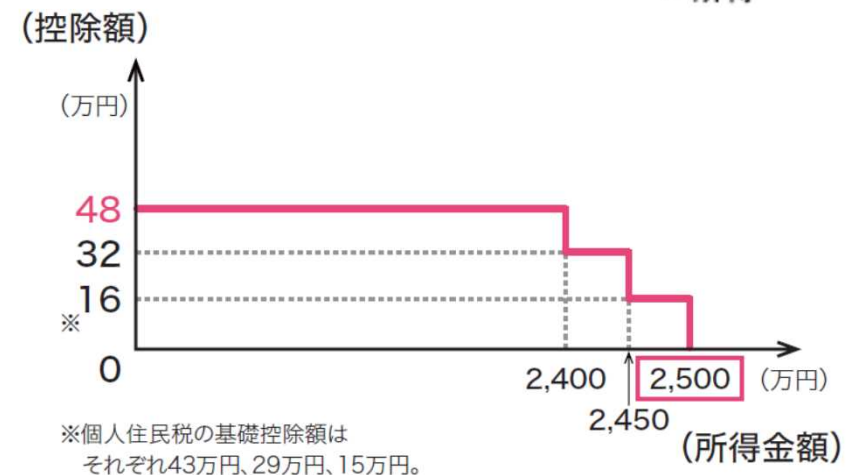
- 配偶者特別控除の拡充(控除38万円の上限を103万円から150万円に引き上げ)と合わせて、納税者本人に収入制限を設定
- 給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)を超える場合、控除額が逡減・消失

③ 所得控除 (アメリカ・イギリス)

所得控除額に一定の上限を設け
所得の増加に応じて控除額を
逡減・消失させる方式



基礎控除



参考: 給与所得控除

- 手厚い給与所得が所得税の①財源調達機能と②再分配機能を損ねてきた

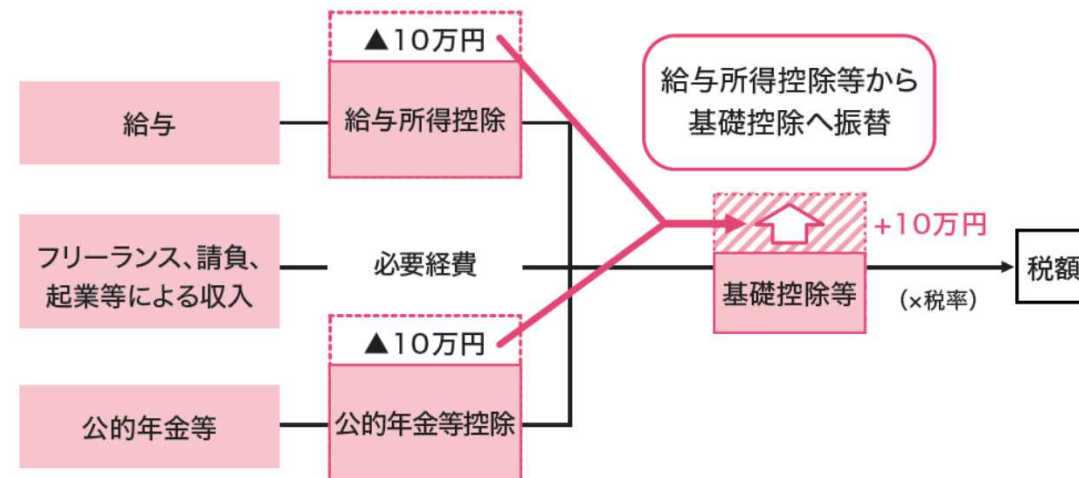
□ 給与所得控除の二つの性格

- 必要経費の概算控除
- 「他の所得」とのバランス⇒クロヨン問題? = 給与所得控除の削減を困難に

□ 概算控除としての給与所得控除

- ✓ 概算の基準⇒控除に上限を課す根拠は?
- ✓ 特定支出控除の実額控除の拡充⇒控除の対象支出は?
- 生活上の必要経費全般? ⇒所得税のレント課税化
- 教育関係支出⇒ **人的資本課税**としての所得税

平成30年度税制改正



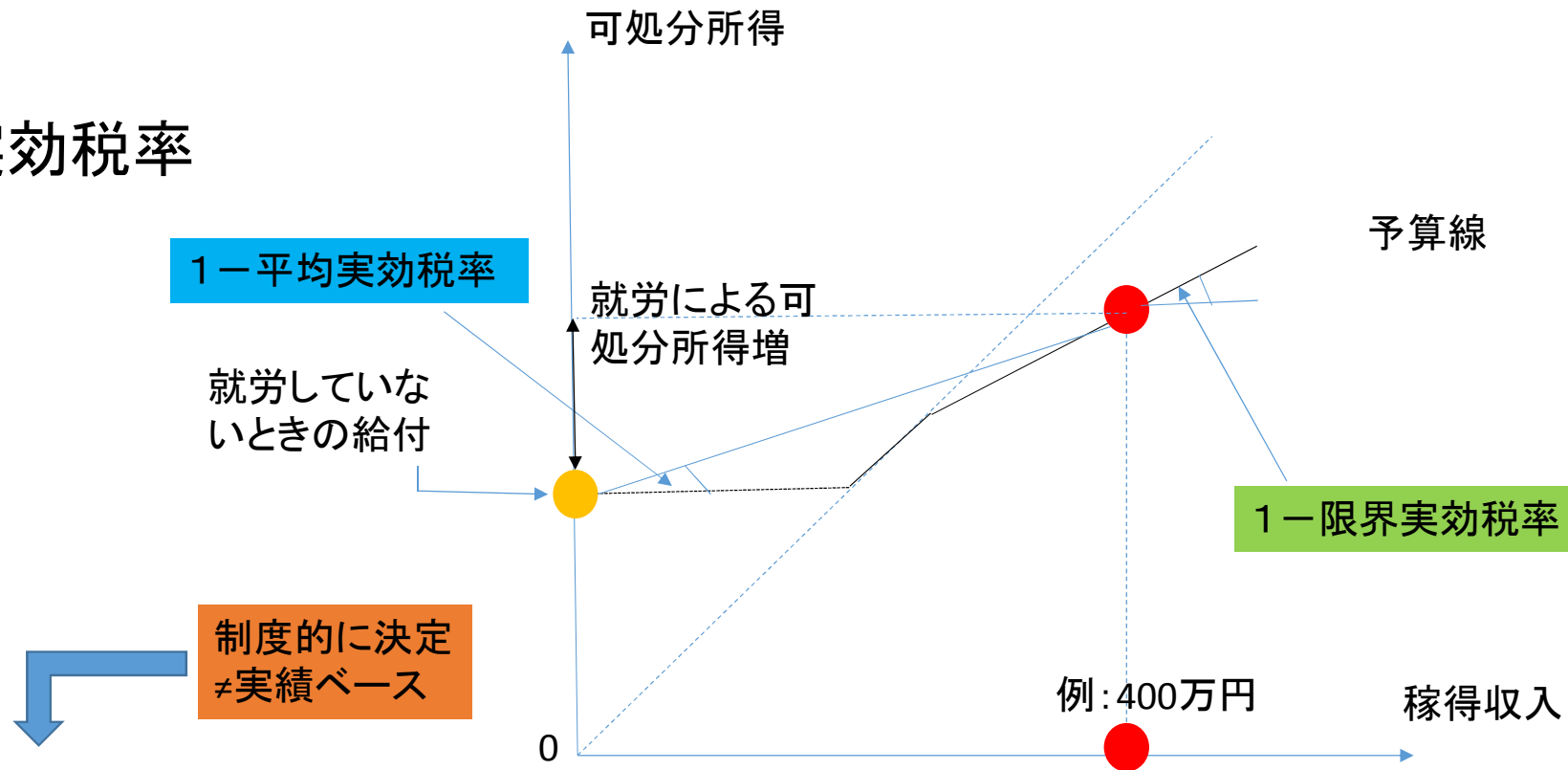
所得税と働き方改革

問題意識

- 個人所得課税について、現行制度は、特定の働き方等による収入にのみ手厚い「所得計算上の控除」を認める仕組みとなっており、**実質的に給与所得者と同じような境遇にある「雇用的自営」等、多様な働き方の拡大を想定していない制度となっている**。働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する仕組みを構築することが重要である。
- 「雇用的自営」や副業を希望する者は増加しており、今後、さらなるICT化の進展等により、働き方が一層多様化すると見込まれることや世代内・世代間の公平性を確保する必要性を踏まえれば、**現行の所得分類による税制上の取扱いの差を解消**することが、重要になるものと考えられる

政府税制調査会(2017)「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」

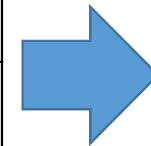
実効税率



	定義	誘因効果	
			法人税の場合
限界実効税率	所得税・住民税の限界税率 + 社会保険料率 + 控除・給付の削減率	労働時間	投資選択
平均実効税率	(所得税 + 社会保険料 - 税額控除等 + 就労で資格を喪失する給付) ÷ 稼得収入	就労の有無	立地選択

正規対非正規(フリーランス)

	正規	雇用的自営(フリーランス)
経費控除	給与所得控除(概算控除)	実額控除
社会保険	厚生年金 健康保険組合・協会けんぽ	国民年金 国民健康保険



実効税率
(限界・平均)



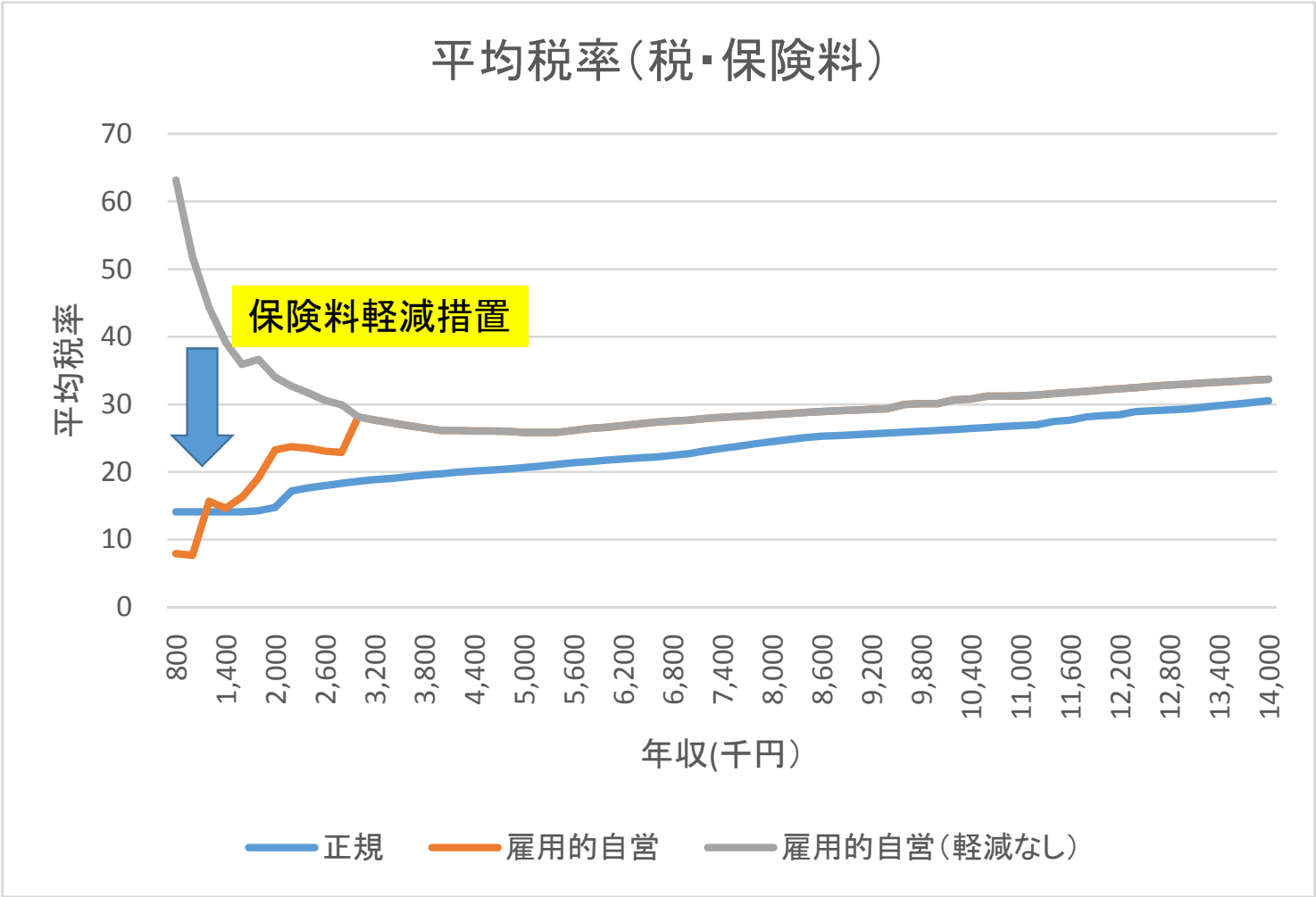
実効税率(限界・平均)の差異

試算の前提

- 家族構成＝配偶者・子ども一人
 - ✓ 配偶者の収入は100万円未満(住民税非課税)
 - ✓ 子どもは4歳(児童手当の適用あり)
- 雇用的自営
 - ✓ 経費は実額控除(給与所得控除は適用されない)
 - ✓ 国民年金・国民健康保険に加入
- 実効税率
 - 限界実効税率＝所得税率＋住民税－控除率＋社会保険料率－保険料減免率＋給付削減率
 - 平均実効税率＝(所得税＋住民税＋社会保険料－給付)÷収入
 - ✓ 給付(補助)＝市場価格－利用者負担
 - ✓ 社会保険料＝労働者負担分

正規雇用に比べて高い平均
実効税率
⇒

- 水平的不公平
- 労働参加の意欲を阻害



家族構成:
本人・専業主婦・子ども一人(4歳)

低収入で高い限界税率

⇒

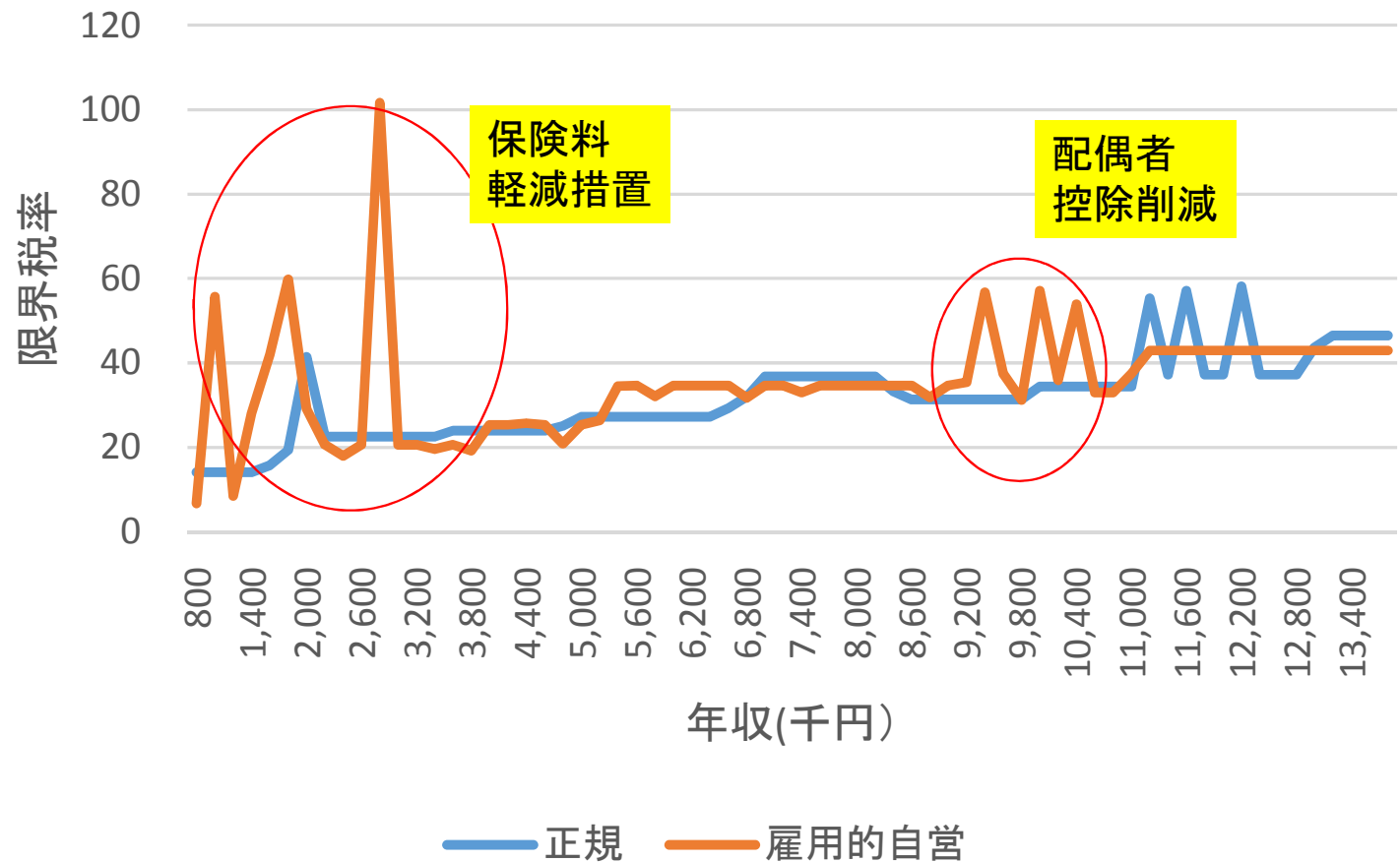
- 労働時間を増やす意欲を阻害

配偶者控除の消滅

⇒

- 意図せず(?)限界実効税率を高くする

限界税率(税・保険料)



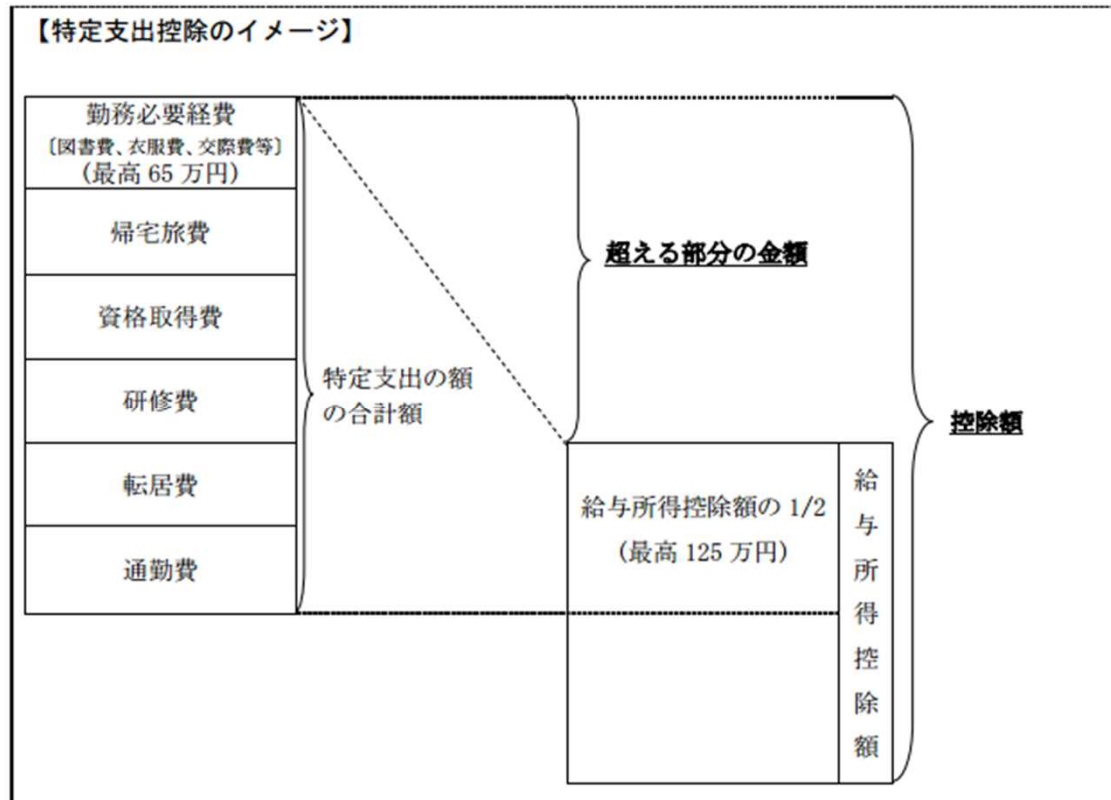
其の1: 所得区分の見直し

- 新しい自営業の登場
- ✓ フリーランス = 雇用的自営
- 現行制度ではフリーランス等の所得は事業所得に分類
- 給与所得 = 経費の概算控除 (給与所得控除)
- 事業所得 = 実費控除



給与所得と事業所得の統合

経費	控除
明細等あり	実額控除 (特定支出控除の拡充)
明細等なし	概算控除 (給与所得控除の相当)



参考:「伝統的自営」対「雇用的自営」(フリーランス)

- 英国ユニバーサルクレジット
- 自営業者の場合 = みなし所得(最低所得フロア)に応じた給付
 - ✓ 最低所得フロア = 最低賃金 * みなし労働時間
 - ✓ 実際の所得が最低所得フロア以下であっても、最低所得フロア * 65%分、給付は削減
- 二元的所得税
- 個人事業主の所得を事業所得と労働所得に分離 ⇒ 概査課税 = 資本所得課税
- 課税と給付の一体化
- 支払いの頻度と基準 = 月ベース・前月の収入・家族構成に応じる
- ✓ HMRC のリアルタイム情報の活用(2013-2014年に導入)

	伝統的自営	雇用的自営
収入	自己申告 ⇒ みなし課税 = 収入・経費とも概算?	<ul style="list-style-type: none"> • 支払い段階で源泉徴収 • マイナンバーで収入の合算
経費		改革案 = 実費控除と概査控除の選択
確定申告	青色申告が選択肢 ⇒ 信頼度??	

其の2: 所得の定義の統一

- ◆ **課税対象の所得の統一** = 同じ所得情報・所得定義に基づく個人住民税(所得割)の課税、社会保険料の設定も視野に
 - ✓ 税額控除等は個人住民税、社会保険料が独自に設定
 - 税額(保険料) = 税率関数(所得) - 税額控除等

- 個人が確定申告することを前提にした税制の簡素化 = 「働き方の多様化に伴い、今後、申告手続に不慣れな給与所得者も副業・兼業に係る申告を行うこととなるなど、**税務手続を行う者の増加・多様化が見込まれる**。このため、ICTの更なる活用等を通じて、誰しものが簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境の実現を目指すことが必要と考えられる。」(政府税制調査会(2017))

- 所得情報は課税だけではなく、給付・社会保険料等、他の制度でも活用される「**公共財**」
 - **経済価値としての所得**(=控除前の所得)を共有
 - きめ細く、かつ適正な給付を実施するためにも、**低所得者の正しい所得情報**が不可欠
 - 現行 = 前年所得に拠る保険料減免・給付 ⇒ 所得の最新情報の反映(英国:リアル情報システム)

図表8 税・社会保険の課税ベースのまとめ

		所得税(住民税所得割)	健康保険 (介護保険)	厚生年金保険	雇用保険
現物給与	通勤費	原則課税ベースとならない	課税ベースとなる		
	住宅・ 食事	課税ベースとならないことが多い			
概算経費控除		控除あり	控除なし		
人的控除		控除あり	控除なし		
徴収対象となる 収入の上限		上限なし	報酬:月121万円 賞与:年540万円	報酬:月62万円 賞与:1回150万円	上限なし
徴収対象となる 年齢の上限		上限なし	(75歳まで)	70歳まで	65歳まで

(出所)法令等をもとに大和総研制度調査課作成

出所:大和総研(2010年3月)

参考：用途で異なる所得

- 課税所得(国税≠地方税)⇒人的控除等の違い
- 総所得金額等
- 旧ただし書き所得 = 総所得金額等 - 住民税基礎控除額(33万円)
⇒保険料減免等の基準
- 総所得金額等 = 前年の総所得金額および山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計
- ✓ 退職所得は含まず、雑損失の繰越控除は控除しない。
- 課税のための所得≠給付等のための所得
⇒住民税の非課税限度額に影響？

- 前年総所得金額等が以下の金額のとき住民税(均等割・所得割)は非課税

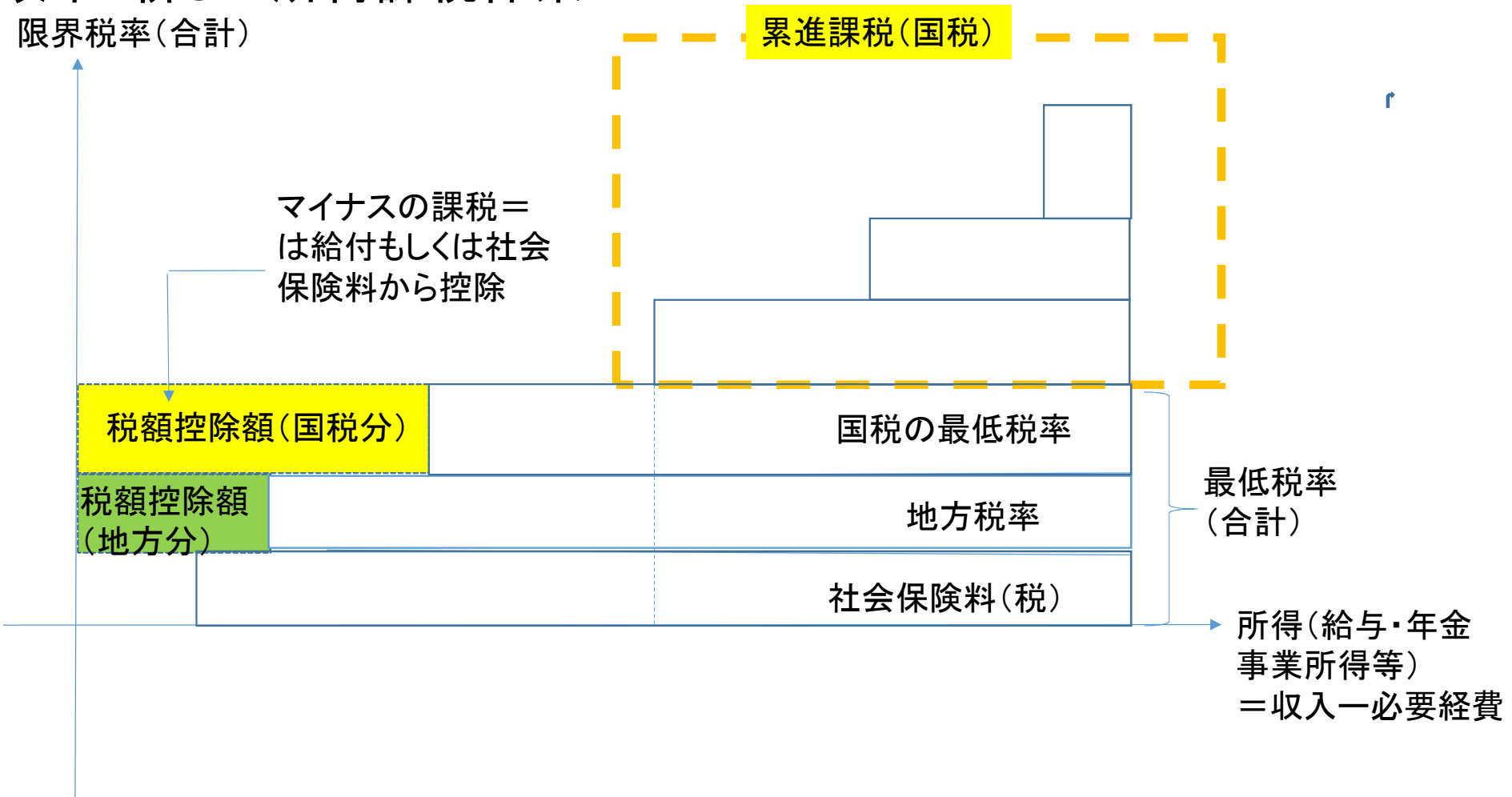
	非課税限度額
均等割 (一級地)	35万円 * (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養控除) + 21万円
所得割	35万円 * (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族) + 32万円



人的控除等(基礎控除、配偶者控除、扶養者控除など)

改革：新しい所得課税体系

限界税率(合計)

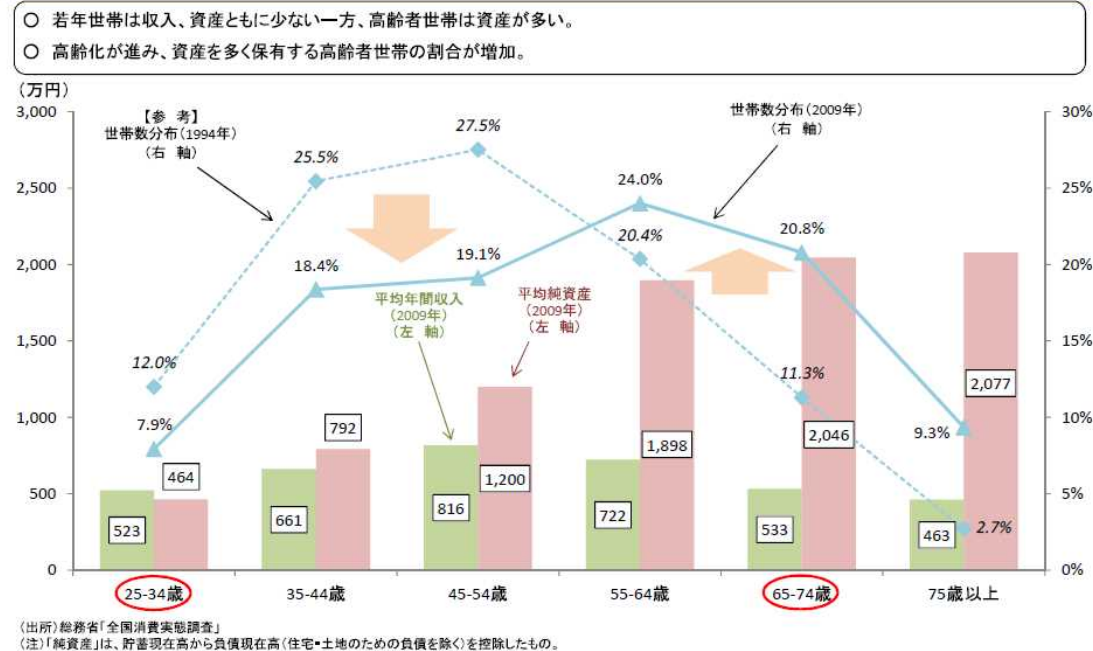


金融課税

金融所得課税の強化

- ◆ 金融所得(配当・利子、譲渡益)課税の強化(税率の引き上げ: 現行20%⇒25%)?
- 課題1 = 勤労(若年)世代の資産形成の支援
- 課題2 = 「貯蓄から投資」を阻害?
- 利子所得を含む損益通算 = 金融課税の一体化が前提
- **新しい貯蓄の喚起 = 勤労所得からの少額貯蓄** (預金のほか、投資を含む)への非課税措置(NISAの拡充・恒久化)
- 例: IRA(米国)・RRSP(カナダ)
- ✓ 新しい資本(貯蓄)と古い資本(貯蓄)の区別...

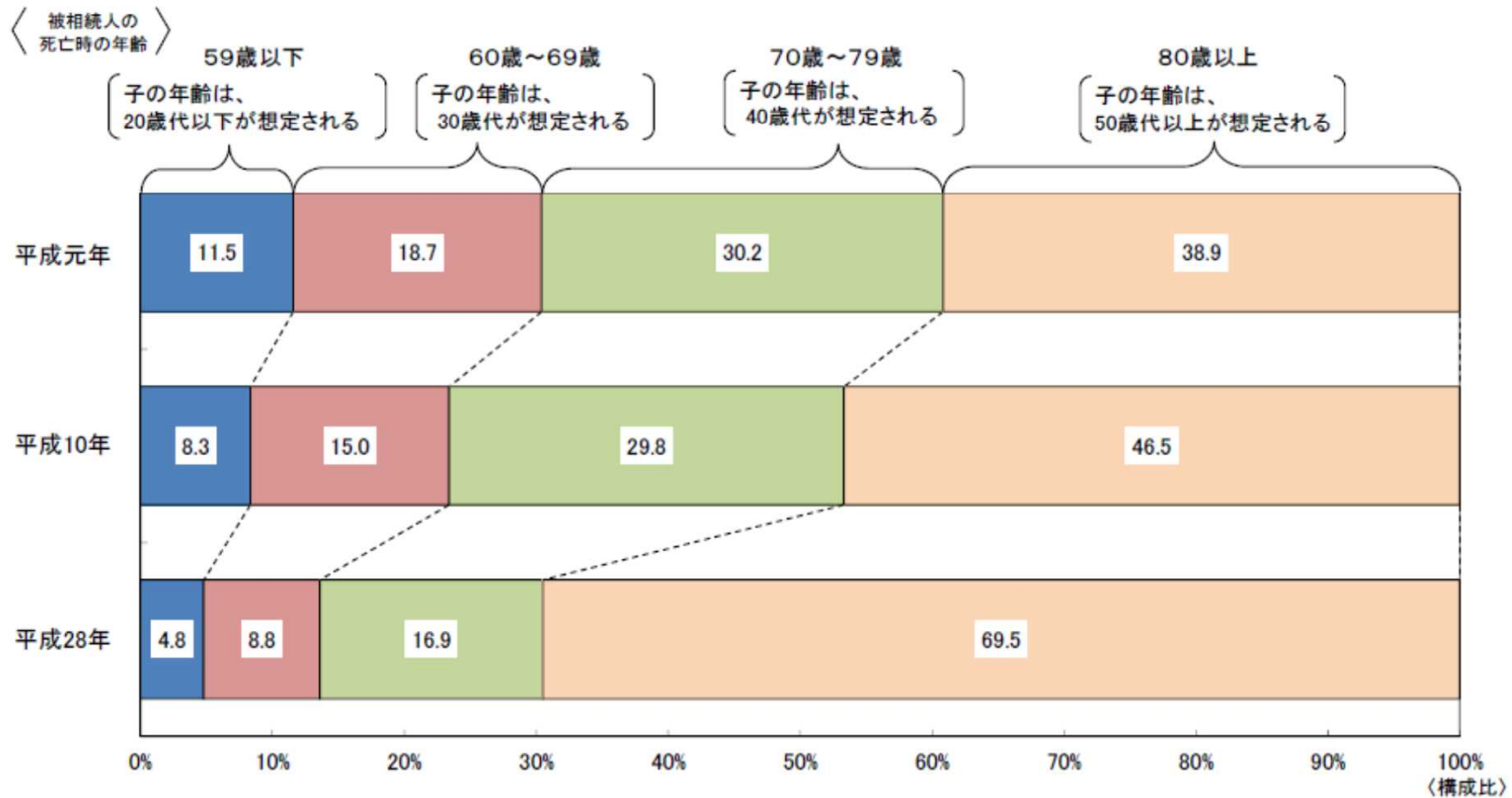
年齢階級別 平均年間収入、平均純資産の比較(二人以上の世帯)(2009年) 資料5-1



出所: 政府税制調査会

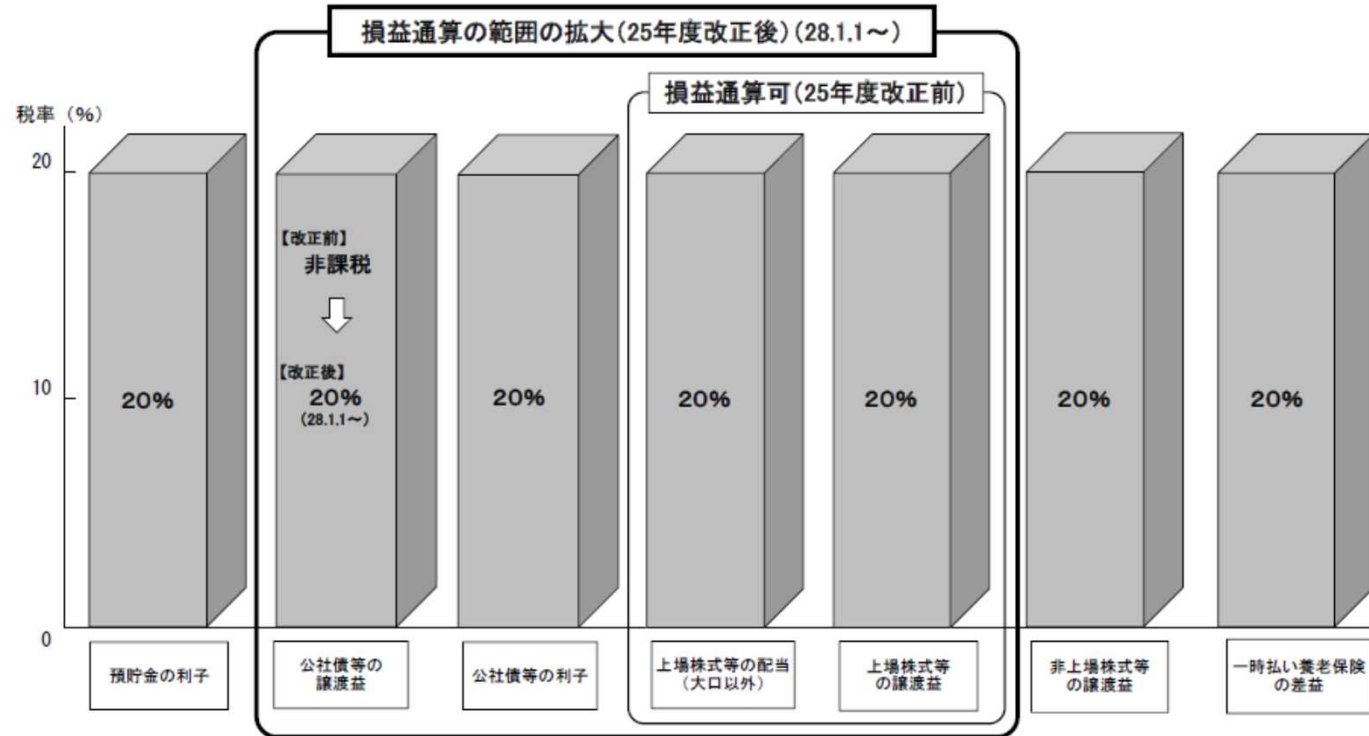
相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

- 被相続人の高齢化が進んでおり、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況となっている。
⇒ 資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について検討していく必要。



金融所得課税の一体化

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適當。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により繰越可

金融所得(資産)課税の改革

	課税	参考
新しい資本＝新規貯蓄 (資産形成)	年間一定額までの貯蓄について非課 税枠 ✓ EETかTEEは納税者が選択？	勤労世代の資産形成を支援 ✓ 制度の整理が前提
古い資本＝既存の貯蓄	金融所得課税の一体化＝損益通算の 拡大	リスクシェアによる危険投資の 喚起 貯蓄から投資へ
	資産課税の強化 ✓ 所得税率の引き上げ(20% ⇒25%) 金融資産課税？	オランダ・ボックスタックス 金融資産のみなし収益率 (4%)に対して課税(税率 30%)

参考:オランダのボックスタックス

	対象	税率構造
ボックス1	勤労所得及び主たる住宅の所有に伴う所得 ✓ 給与、年金、事業収入、帰属家賃(居住用住宅)	税率は累進税率(国民社会保険料率を含む) ✓ 33.65%~52%
ボックス2	大口持分株式(発行済株式数の5%以上保有)からの資本所得	25%の比例税率
ボックス3	所得 貯蓄と投資から生じる所得 ✓ 銀行口座の預金残高、投資目的不動産、ボックス2所得以外の株式保有等を対象	年間平均純資産額の4%を課税所得とみなして課税 ✓ 税率は30% ⇒税率1.2%の金融資産税

政府税制調査会（平成28年11月14日）

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」

- 公的年金の給付水準について中長期的な調整が行われていく見込みとなっている中、公的年金の役割を補完する観点からも、老後の生活に備えるための個人の自助努力を支援する必要性が増している。こうした自助努力に関連する制度としては、現在の企業年金・個人年金等に関連する諸制度や、勤労者財産形成年金貯蓄やいわゆるNISAなどの金融所得に対する非課税制度が存在する。これらの制度については、就労形態や勤務先企業によって、また、投資対象となる金融商品によって、利用できる制度が細分化されており、税制上受けられる支援の大きさも異なっている。
- 老後の生活に備えるための個人の自助努力を支援する観点からは、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築していくことが重要である。他方、企業が設けている福利厚生制度も含め既に様々な制度が存在している中、多くの納税者が長期的な観点から資産運用や生活設計を行っていることにも留意しつつ、社会保障制度等の関連する政策との連携を含めた総合的な対応を検討する必要がある。

(3) 所得税改革(私的年金や金融所得に係る税制のあり方)

【ポイント】

- アメリカ・カナダともに、低所得者を含む十分な退職資産形成が進んでいない個人に対し、税制優遇のある貯蓄プランを提供し、個人の資産形成に向けた自助努力を促している。
- アメリカにおいては、納税者の便宜の観点から、企業年金・個人年金において、EET型とTEE型の制度が併存している。
- カナダにおいては、金融所得にも総合課税・累進税率が適用されているが、実際には、EET型の個人年金(RRSP)に加えてTEE型の個人貯蓄勘定(TFSA)があり、そうした税制優遇が大きいいため、実質的に金融所得に係る税負担が軽減されている。

金融所得課税強化の前提

課題	対応
リスク投資を阻害	損益通算の拡大 ✓ 利子所得を含む(銀行口座への付番が前提) ✓ 繰越期間の延長(現行:3年)
勤労(若年)世代の資産形成を阻害	勤労世代を対象にした非課税貯蓄枠の拡大 ✓ TEEとEET(いずれも運用は非課税)

金融所得への累進課税？

⇒譲渡益の一時所得的な性格(IPOなど)、実現のタイミングの裁量性(ロックイン効果)、
(限界税率の違いによる)損失時の課税との非対称性から好ましくない

税制と業務改革

個人住民税の現年課税へ

- 現行＝住民税(所得割)は前年所得課税＋自治体による徴収

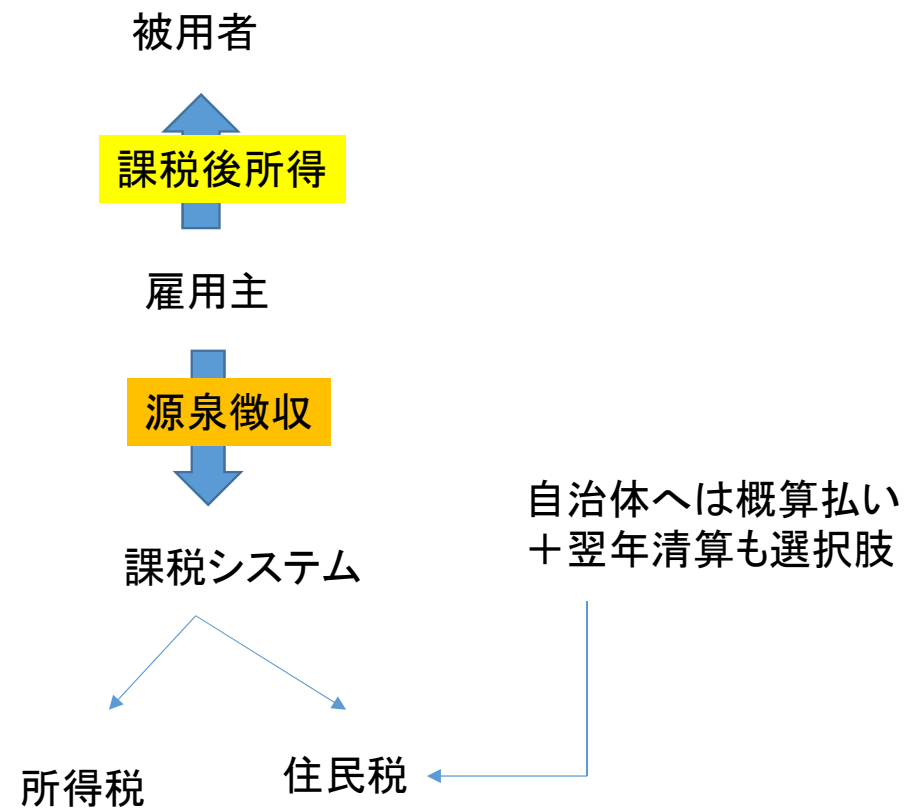
✓ 地方分権の本旨に即する？

- 現場では大きな業務負担

⇒業務改革としての所得課税の徴収一元化

□例:カナダの連邦・州所得税

- 課税ベース＝前年所得から現年所得へ
 - 課税形式＝賦課課税から申告(源泉徴収)課税へ
 - 徴税技術＝ICTを活用
- ⇒徴税コスト・納税コストの緩和



地方税共通納税システムの導入

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
- eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。平成31年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減される見込み。

※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税

概要

<企業による納税>

■ 地方法人二税等

申告件数：約427万件（法人市町村民税の場合）

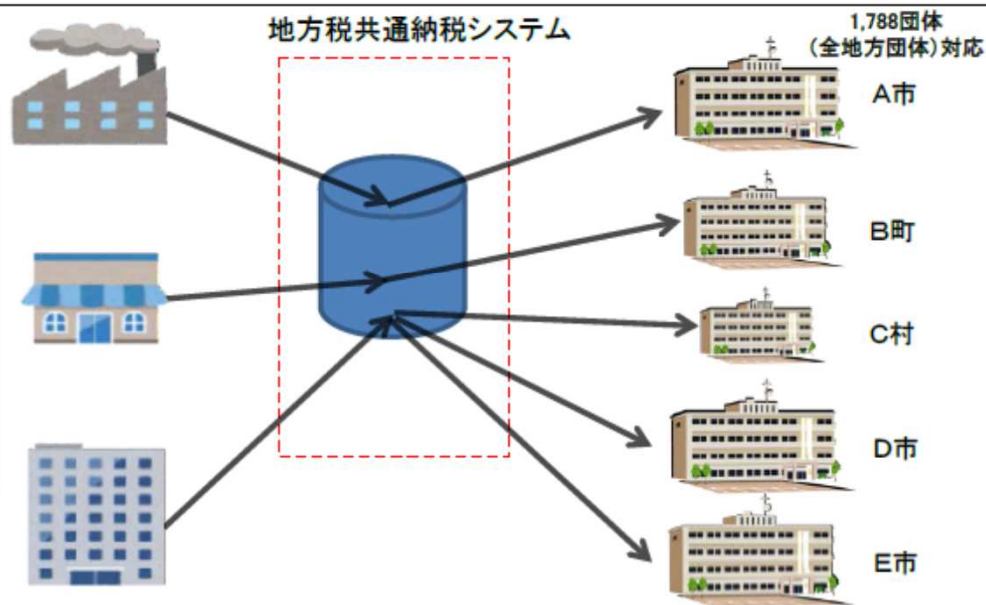
■ 個人住民税（給与所得に係る特別徴収）

納税義務者数：約4,063万人

※ 支払回数：年12回

■ 事業所税

申告件数：約12万件



市民税業務

C 個人市・都民税賦課事務

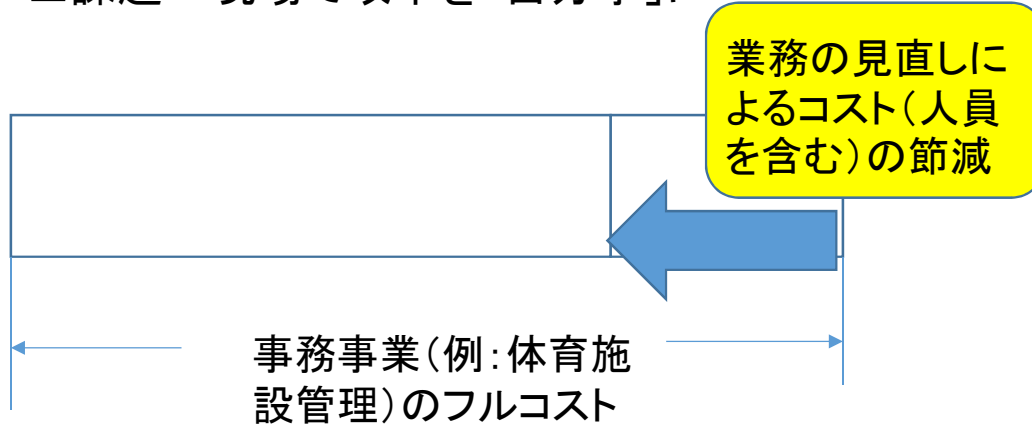
業務中分類

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ①【当初】申告受付準備 | ②【当初】個人課税資料の収受とエラーチェック |
| ③【当初】市・都民税の賦課金額の決定及び通知 | ④【随時】法定調書の処理 |
| ⑤【随時】扶養親族調査 | ⑥【随時】未申告調査 等 |

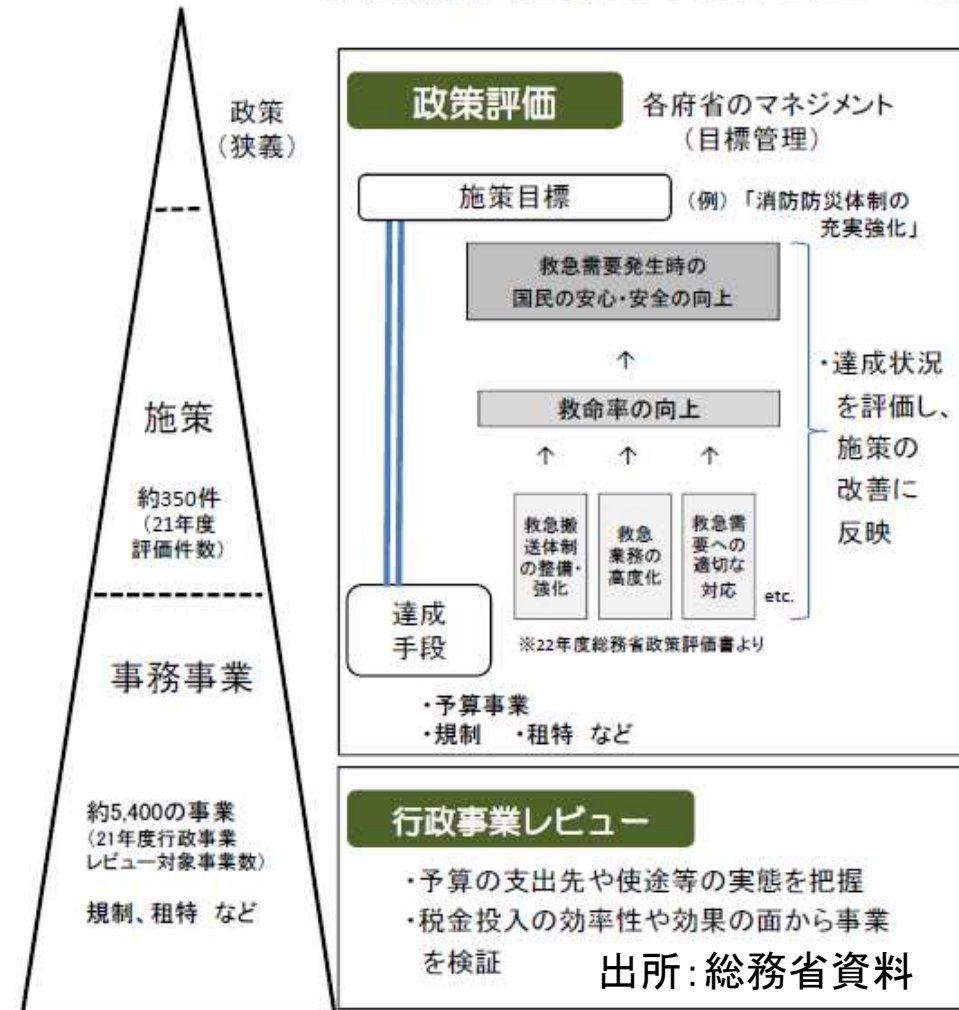
出所：町田市自治体間ベンチマーキングシンポジウム

参考:政策から業務へ

- 事務事業＝評価・予算の最小単位
⇒現場が意識するのは「業務」
✓学者が意識するのは「政策」
- 業務の見直しによる事務事業の効率化
✓例:ICT化・民間委託、標準化
- 課題＝現場で改革を「自分事」に



参考:政策体系



2 市民税業務の職員体制及び業務量

特徴 ○正規職員が多くを占めている。

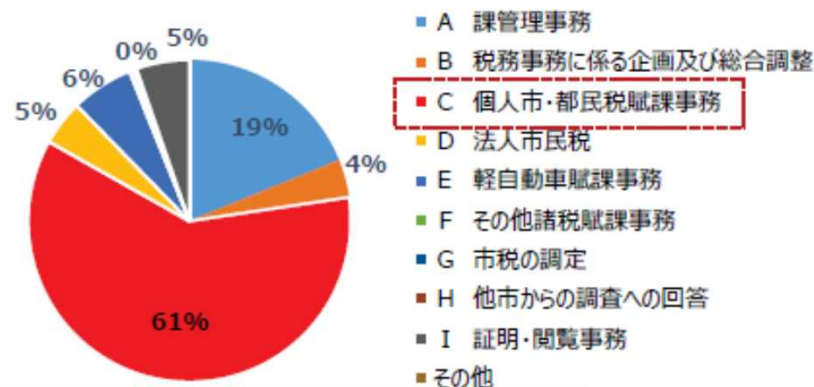
○個人住民税賦課事務（61%）の業務量が多い。

○個人住民税賦課業務（市民税係・特別徴収係）では繁忙期が1月～6月にある。

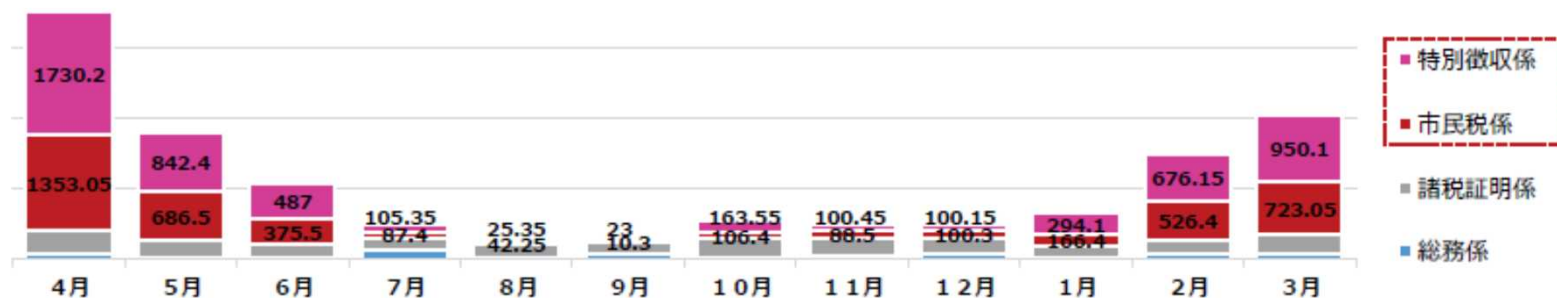
<職員体制（2018年4月1日現在）>

項目	総務係	諸税証明係	市民税係	特別徴収係	計
正規職員数	3人	11人	14人	17人	45人
嘱託職員数	0人	1人	1人	1人	3人
臨時職員数	0人	1人	3人	1人	5人
計	3人	13人	18人	19人	53人

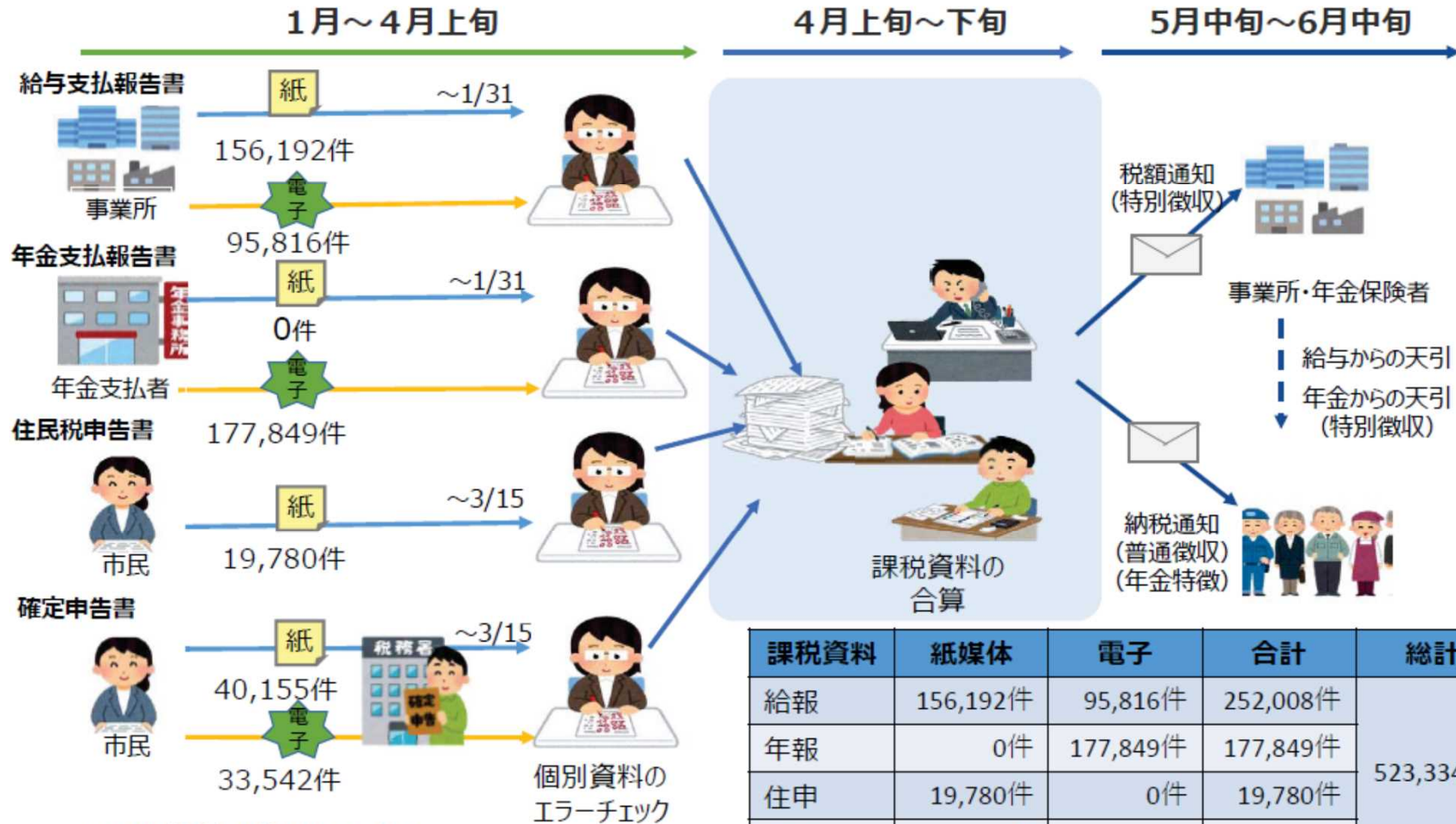
<正職員年間業務量比率（2016年度）>



<月別時間外勤務の推移（2017年）>



3 個人住民税賦課業務の当初課税業務（1月～6月）



課税資料	紙媒体	電子	合計	総計
給報	156,192件	95,816件	252,008件	523,334件
年報	0件	177,849件	177,849件	
住申	19,780件	0件	19,780件	
確申	40,155件	33,542件	73,697件	

※課税資料件数は2016年分

出所：町田市自治体間ベンチマーキングシンポジウム

所得税確定申告書の地方自治体へのデータ送信について

2017年町田市データ

申告種別	町田市当初課税期		国税庁から自治体へ送信されるデータ種別				送信時期
	受信件数	構成比	第一表	第二表	第三～第五	添付資料	
e-Tax	34,582	43%	電子データ (xml)	電子データ (xml)	電子データ (xml)	電子データ(xml) ※申告者が電子データを 送信した場合のみ	申告者から国税庁にデータが送信され次第、日次で自治体へ送信。 (タイムラグ小さい)
書面申告	46,361	57%	電子データ(xml) 及び 画像データ(tiff)	画像データ (tiff)のみ	画像データのみ 又は 電子データ及び 画像データ	なし	国税庁での処理後、週次で自治体へ送信。 (タイムラグ大きい)
計	80,943		第一表及び第二表は全ての確定申告において必須書類。 第三表は分離課税申告のみ、第四表・第五表は損失申告のみで必要。				

問題点①

書面申告の場合、第二表が画像データのみで送信されるため、地方自治体で電子データ(xml)化する必要がある。

問題点②

書面申告の場合、添付書類が送信されないため、添付書類を確認する必要が生じた場合、税務署へ確認しに行かなければならない。

問題点③

書面申告の場合、国税庁での処理に時間を要するため、地方自治体への送信が遅れ、書面申告の約50%が申告期間終了後(3/15以降)の送信となる。

問題点④

申告者の第二表の記載漏れが多い。

所得課税徴収の一元化

- 所得課税徴収の一元化＝住民税(所得割)の現年所得化
 - 納税者(源泉徴収者)＝納税が一か所に
 - 地方自治体＝徴税に係る業務の軽減⇒人員の節約・労働時間の短縮に繋がる
 - 現行:賦課課税＝自治体に責任⇒現年所得:申告課税＝納税者に責任
 - 外国人等住民の流動性に対応
 - ✓ 所得が生じる現年に課税することで、取りはぐれが減少
 - 現行:翌年に納税者が帰国、転居、転職(＝源泉徴収事業者の変更)等をしていると適正な課税が困難に

参考：中央決算システム (Centralized deduction)

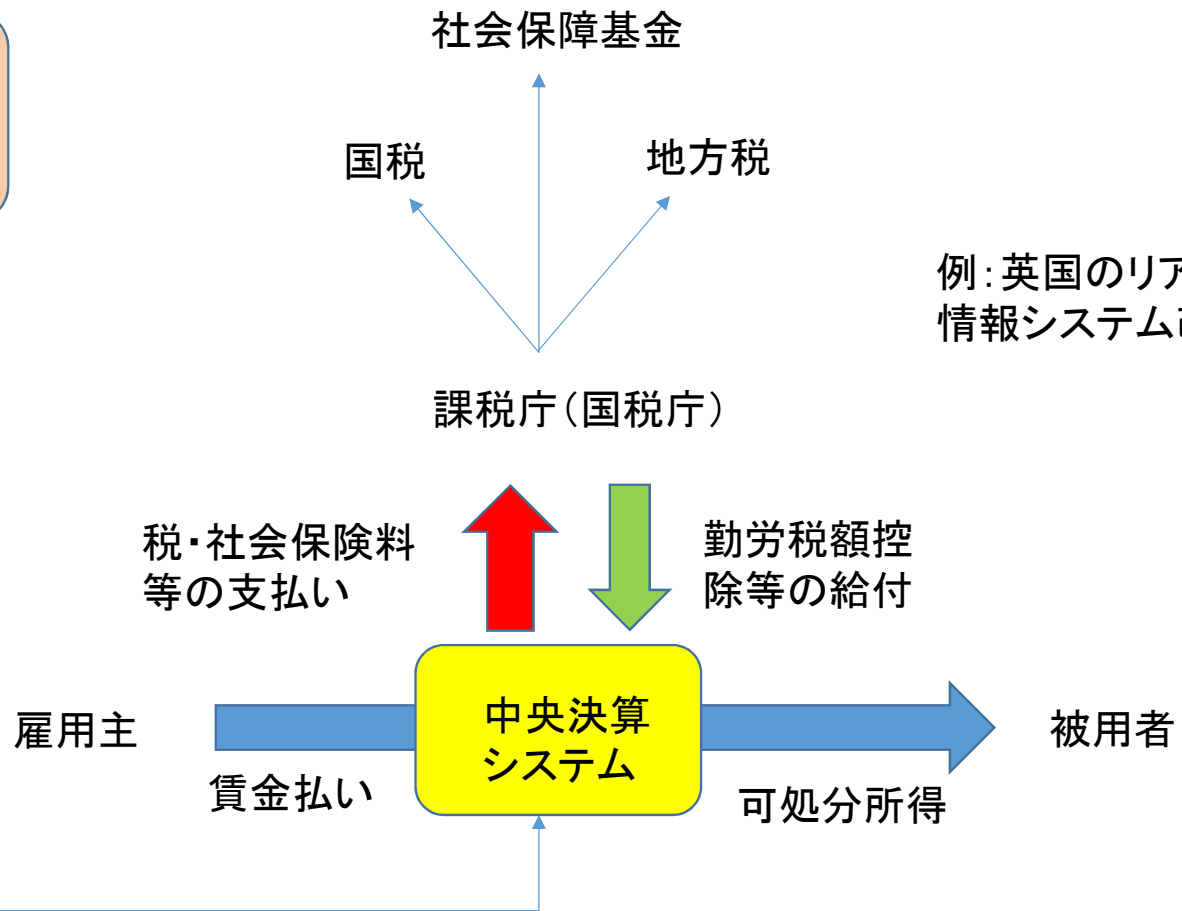
源泉徴収からCDへ

源泉徴収の責任・徴収のタイミングの転換

雇用主から提供される被用者の情報(扶養家族の有無など)をベースに課税額・給付額を算出
⇒支払い時に徴収・給付



プラットフォームとしての中央決算システム



例：英国のリアルタイム情報システム改革案